

第 69 号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正に伴い、支給認定証の任意交付化が可能となったことから所要の改正を行うため、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊後大野市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「求められた場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項に規定する通知)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。